

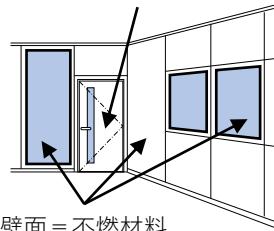
建築基準法に「避難安全検証法：2000年6月」が加えられ、避難安全上パーティションの開口部に防火設備や10分間防火設備（2021年5月施行）の性能が求められるようになりました。

※10分間防火設備の例示仕様ドアについては別途、「10分間防火設備の構造方法に関する手引書」を参照下さい。

【従来の仕様規定の防火区画内の制限】

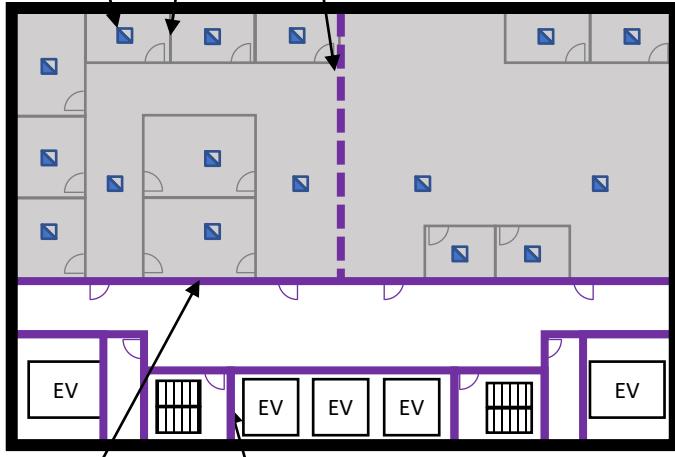
- パーティションの場合
壁面：準不燃・不燃材料
開口部：制限がない
- ※ルートAではガラス＝不燃材料扱い
- ※各居室・廊下など排煙設備が必要

開口部(ドア)＝制限なし



壁面＝不燃材料
※ガラス壁面は不燃材料扱い

排煙設備
高層区画
※11階以上の場合

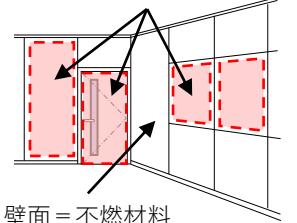


面積区画 縦穴区画

【避難安全検証法の防火区画内の制限】

- パーティションの場合
壁面：内装仕上材料を選択可能
開口部(ガラス面(赤破線)やドア(赤))：
防火設備(ルートB1、B2、C)
10分間防火設備(ルートB2、C)
の性能が求められる
- ※各居室毎に煙降下時間を内装仕上材料や開口部の構造等で計算し、避難距離や通路幅による避難終了時間の方が短い事

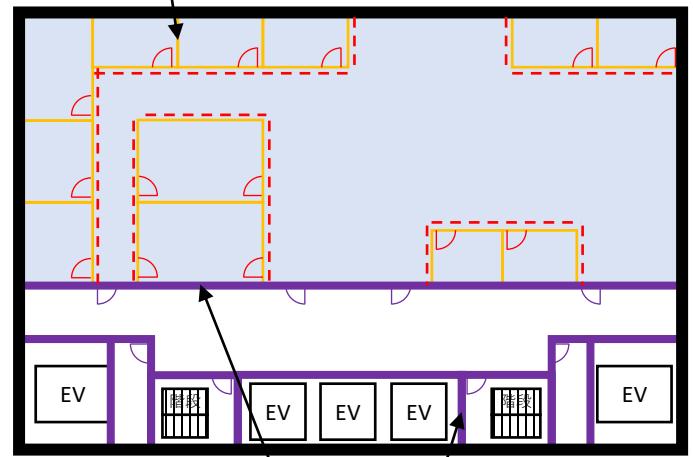
開口部(ドア・ガラス壁面)＝防火設備や10分間防火設備



壁面＝不燃材料

高層区画(免除)
※全館避難安全検証法の場合

排煙設備(免除)



面積区画 縦穴区画

従来の仕様＝仕様規定（避難安全検証法ではルートAと呼ぶ）

【メリット】

仕様規定を満たせば、規定内ではレイアウト変更でも比較的自由度が高い。

【デメリット】

過剰な仕様になる場合もあるが仕様規定なので変更できず建築総コストの低減に限界がある。
※避難階段や排煙設備削減などができない。

避難安全検証法の仕様＝性能規定（ルートB、ルートC）

【メリット】

計算が成り立てば、内装制限の緩和（非不燃材：木系材料）、通路幅を狭めたり排煙設備や高層区画（11階以上で全館の検証必須）の免除などにつながり、建築総コスト低減やデザインの自由度が上がる。

【デメリット】

防火区画内の各居室の壁や開口部に防火防煙性能が問われ、ガラスは熱割れするため開口部扱いとなりドアと共に防火設備性能が必要となるケースがあり部分的にコストが上がる。またレイアウト変更毎に計算が必要で手間がかかる。

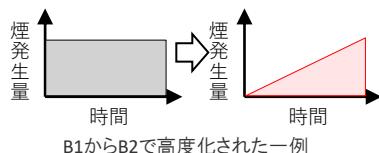
参考：避難安全検証法の種類（※詳細は各法規告示等で確認して下さい）

検証計算方法（ルートBとCの違い）

<ルートB>

告示で定められた方法で検証し確認申請を行う。

- ルートB1（2000年6月施行、告示509,510,511号）
煙降下時間 \geq 避難終了時間となるかを告示で定められた計算方法で検証し確認申請を行う。
- ルートB2（2021年5月施行、告示474,475,476号）
B1より精緻化され、避難完了時点の煙層下端高さ（ $\geq 1.8m$ ）により避難安全性を判定する方法。
煙の発生量計算などが避難安全の研究により高度化され、B1では成り立たなかった比較的小さな居室でも検証・成立しやすくなった。
新たに新設された10分間防火設備が使用可能。



<ルートC>

告示で定められた計算式を用いずに独自の検証・予測方法など高度な手法を用いた検証方法。
大臣認定が必要。ルートBより検証に時間がかかる。

検証範囲の違いに伴う適用除外となるルートAの条項など

<区画避難>...建物内の区画単位（2020年4月施行、令128条の6）

> 排煙設備、内装制限の除外のみ

<階避難>...建物内の一つの階単位

> 排煙設備、内装制限に加え、廊下の中なども除外

<全館避難>...建物全体

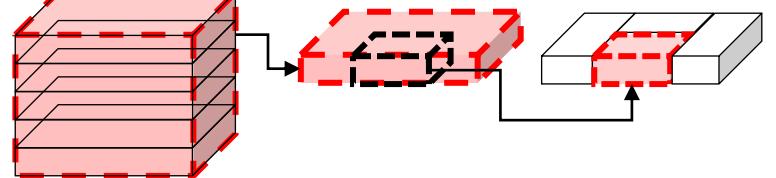
> 高層区画や縦穴区画などの適用除外項目が広い

<全館避難>

<階避難>

<区画避難>

※赤破線は防火区画



避難安全検証法対応製品について

壁面部：不燃材料を用いた可動間仕切パネル等が使用可能です。
開口部：ドアやガラスパネルなどは防火設備又は10分間防火設備の性能が必要となります。会員各社に別途お問い合わせして下さい。